Ⅰ－①　健康危機管理の拠点としての機能の充実
～自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備～

事業の実施状況

1　**健康危機管理体制の充実**

（1）5類移行に係る制度変更や経過措置などの県民や関係機関等への周知の取組
新型コロナ関係機関連絡会：4/17、5/18の2回開催
県民への周知：県ホームページ掲載、相談窓口設置

（2）健康危機管理連絡会議および関係機関との協議
災害対応をモデルにした検討
12/7開催　大規模地震時の保健医療活動に係る体制整備

（3）健康危機管理情報の提供
①あなたの街の感染症情報のホームページ掲載（毎週）
②各種情報媒体を用いた注意喚起（適時）

（4）南海トラフ巨大地震等を想定した関係機関との合同訓練・会議への参加（年1回以上）
9/30　内閣府医療活動訓練（保健所代替施設訓練）
11/12　県総合防災訓練

（5）鳥インフルエンザ発生時の健康危機管理における研修・訓練の実施（年1回以上）
9/14　特定家畜伝染病防疫演習
11/8　南部地区防疫演習

2　**平時の感染防止対策の強化**

（1）社会福祉施設向け感染症対策研修会
11/6開催　43施設参加

事業の成果等

◆新型コロナウイルス感染症が、5/8から感染症法上の取扱いが5類に移行した。医療機関等の対応が大きく変化することから、連絡会を開催し情報共有を図った。移行後は流行の波を繰り返しているが、県民に大きな混乱はない。また、感染症発生時対応について、社会福祉施設への研修会を通じ周知を図った。さらに、「健康危機対処計画（感染症編）」を策定し、平時からの準備を進めた。

◆懸念される南海トラフ地震を想定した大規模訓練を2回行った。特に保健所代替施設での訓練、医療機関との連携確認訓練を経て、12月の会議では、実践的な連携強化について協議することができた。津波発生時の各機関の課題や通信方法を共有することができた。

今後の方向性・改善計画等

新型コロナ対策で構築した関係機関との連携体制を生かしながら、健康危機管理事案の予防対策や事案発生時の迅速かつ適切な対応による健康被害の拡大防止を図るため、引続き健康危機管理の拠点としての機能の充実に取り組む。

Ⅰ－②　健康危機管理の拠点としての機能の充実
～ポストコロナに向けた食品衛生対策（営業施設の指導等）の推進～

事業の実施状況

１　HACCPの定着支援
（１）既存食品取扱施設のHACCP実施状況の確認
目標　１００回→１３９回
（２）新規食品関係事業者へのHACCP導入支援
目標　随時→４８回

２　新規営業許可が必要となる施設に対する支援
目標　随時→４１回

３　食物アレルギー対策
１）食品営業施設等に対する情報提供
目標　１００施設→１２０施設

事業の成果等

◆食中毒等、食品による事故防止を図るため、食品衛生協会と協働し、既存食品取扱施設のHACCP導入状況や記録方法等について確認・助言を行い、HACCPの定着を図ることで、事業者のさらなる衛生意識向上につなげることができた。
◆法律の改正により、新たに許可の取得が必要となった施設（水産食品製造業等）に対して施設基準や衛生管理状況の確認を行うとともに、HACCP導入支援を行い、事業者の許可取得を円滑にすすめることができた。あわせて、事業者の衛生意識の向上につなげることができた。
◆食物アレルギーによる事故を防止するため、食品取扱事業者を対象とした講習会で食物アレルギーに関する情報提供を行い、事業者の知識向上に努めた。

今後の方向性・改善計画等

食中毒等健康被害の発生を防止するため、 営業施設に対してHACCPに沿った衛生管理の導入指導（計画や記録の確認等）を実施し、営業者の衛生意識のさらなる向上に取組む。
令和６年５月末までに新たに許可の取得が必要となる全ての施設に対して、遅滞なく営業許可を取得させる必要がある。

Ⅱ－① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

事業の実施状況

1　**働き盛り世代の健康づくり対策の推進**

（１）健康経営事業所登録事業所数　（R4年１６３カ所 → １７５カ所）
　　　健康経営事業所認定事業所数　（R4年５６カ所 → ６３カ所）　職場環境改善アドバイザーによる事業所支援数（新規１カ所）
（２）健康経営事業所等応援セミナーの開催（年２回（R5年10月、R6年2月）実施
（３）地域の健康情報の発信（年3回（Ｒ５年10月、12月、Ｒ６年2月）実施）

2　**健康を支援する環境及び体制の整備**

（１）地域・職域健康づくり推進会議の開催（年１回（Ｒ６年2月）実施）
（２）地域・職域健康づくり推進会議実務者会議（南部圏域健診担当者連絡会）の開催（年2回（R5年4月、12月）実施）
（３）食の健康応援団新規登録店（新規9カ所）
（４）市と協働した糖尿病性腎症重症化予防事業の検討会議の開催（年１回（Ｒ５年11月）実施）

事業の成果等

◆健康経営事業所認定に向けた取組を促進した結果、登録数、認定数とも増加。事業所訪問に加え、労働基準監督署等関係機関との連携による健康講話の実施、市と協働による健康セミナーの開催等、事業所ぐるみの健康づくりを効果的に普及啓発することにつながった。
◆「南部保健所まるごと健康づくりキャンペーン」と題し、佐伯駅、市内大型スーパーで【健康寿命延伸】【特定健診・がん検診受診勧奨】【減塩】【自殺予防】【結核予防】【相談機関の活用】等、心身の健康づくりを一体的に普及啓発したことで、市ケーブルＴＶ、新聞等の報道もなされ、とても効果的な啓発機会となった。
◆従来、本社（事業所）が主であった職場環境改善アドバイザーの建設現場への派遣が実現したことで、本社でも把握が難しかった作業工程の特徴や、労働姿勢等環境上の課題を把握でき、各従業員の状況に応じた助言指導を実施し、意義・効果が顕著となり、作業現場での助言指導の重要性が明確となった。
◆食を通じた健康づくりを推進するため、エネルギーひかえめやもっと野菜、うま塩メニューに取り組む店舗を食の健康応援団として、新たに登録し、県民への周知を図った。
◆地域・職域健康づくり推進会議を研修会・検討会の2部構成とし、コロナ禍からのリスタートとして参集で開催したところ、参加者から多数の具体的な意見・提案等も出され、特に健診や精密検査の確実な受診に向けた事業所・従業員への取組方針案も明確になった。

今後の方向性・改善計画等

◆働き盛り世代の健康づくりを一層推進するため、各関係機関と連携し、健康づくりの実践、実践につなげる環境づくり、地域への取組の発展に向け、佐伯市民の健康課題、地域課題、生活状況等を踏まえ、体制整備を図っていく。
◆心と体の職場環境改善アドバイザーと協働し、各事業所の職場環境や作業内容などの実態に沿った健康づくりを提案するとともに、本事業の周知について各関係機関に協力を求め、利用事業所を増やす。
◆「健康寿命補助指標を活用した市町村支援事業」に係る佐伯市の取組推進に向けた支援を実施。
◆減塩、食育の推進について、引き続き市民への周知を図る。

Ⅱ－② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

事業の実施状況

1　多職種の資質向上と連携強化の推進
（１）佐伯地域看護ネットワーク推進会議（目標：年７回　→　実績：年７回）
（２）介護施設等看護職員サポート会議（研修会）（目標：年1回　→　実績：年4回）
（３）多職種が参加する会議や研修会で結果を還元しルールの周知を図る　（目標：1回以上/年　→　実績：3回/年）
（４）地域移行支援実務者会議及び研修会の開催（目標：各1回　→　実績：各２回）

２　地域医療構想調整会議の開催
（１）管内の医療機関関係者等を参集して実施（目標：年１回　→　実績：２回）

事業の成果等

◆アフターコロナの段階となり、在宅医療介護連携に係る研修会や事例検討等を、再度、参集で佐伯市と連携し開催した結果、多職種による協議・検討機会が増加。結果対象者の状況に応じた関係機関の連携による個別支援及び地域包括ケアシステムの体制構築が一層充実した。
◆看護職間の情報共有及び資質向上を推進しながら、実情をふまえ、感染管理認定看護師と連携を強化し、社会福祉施設や医療機関職員へ,講演と実技も併せた研修会の開催,参加機関の施設内での復命研修結果の報告をルール化したことにより、実践的かつ実働的な研修会につながった。
◆市の地域移行・定着の推進及び「にも包括」構築と協議の場の設置支援により、関係機関との連携が一層強化され、各対象者の状態に応じた個別支援体制が強化された。
◆医療機関関係者による地域医療構想調整会議を開催し、定量的病床機能分類についての理解を深めたほか、２０２５年への具体的対応方針を確認した。

今後の方向性・改善計画等

◆多職種連携の強化と地域包括ケアの推進に向け、佐伯市及び関係機関との協働による事業実施
◆在宅療養に向けた関係機関・関係職種との共通認識と、在宅療養が可能となる地域づくり
◆地域医療構想調整会議において、２０２５年への具体的対応方針の議論を深める

Ⅲ　おおいたうつくし作戦の推進

事業の実施状況

１　すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
（１）おおいたうつくし推進隊の活動支援
（２）環境教育の推進
　　環境教育アドバイザー制度の周知、派遣

２　豊かな水環境保全の推進
（１）事業場立入検査計画に対する監視指導率（１００%）
（２）生活排水対策の推進
　　①浄化槽法定検査未受検者への文書指導率（１００%）
　　②浄化槽管理者講習会の開催（１回）

３　廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進
南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催（１回）

４　アスベスト飛散防止対策の強化
建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施（２回）

事業の成果等

◆環境教育アドバイザー制度の周知により、市民の地球温暖化への意識向上や、身近な自然環境調査など、子どもから大人までのあらゆる世代に対する環境教育を推進することができた。
◆事業場排水及び生活排水に関する指導をとおして、佐伯市民の水環境保全に対する意識の醸成を図った。
また、浄化槽管理者講習会も実施し、生活排水の適正処理を指導した。
◆廃棄物不法処理防止連絡協議会については、８月に開催し、佐伯警察署との連携による廃棄物の不適正保管に対する指導対応や、佐伯市清掃課および環境対策課との連携によるいわゆるゴミ屋敷問題の解決など、状況に応じた対応を的確に行うことができた。
◆佐伯市環境対策課とともに建設リサイクル法に基づく合同パトロールを6月及び10月に実施した。また、この他に新築を除く届出対象の解体工事について、産廃監視員による立入調査を適宜実施し、廃棄物の適正処理及びアスベスト飛散防止対策を指導した。

今後の方向性･改善計画等

令和６年度も引続き、「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」、「豊かな水環境保全の推進」、「廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進」及び「アスベスト飛散防止対策の強化」に取組む。

Ⅳ　ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

事業の実施状況

1　**社会福祉施設等フェイスシートのデジタル化**
各分野ごとに紙で管理していたフェイスシートをデジタル化

2　**電子申請システムGrafferによる業務の効率化**
保健所主催の会議等における出席者回答方法を電子化

3　**公金収納窓口でのキャッシュレス化の推進**
今年度中の導入に向けて準備中

4　**ホームページのリニューアル**
県民が利用しやすい形に構成をリニューアル中

5　**所属フォルダの整理と電子決裁率の向上**
（１）所属フォルダを整理し、業務を効率化
（２）電子決裁を基本とし、紙簿冊を整理

事業の成果等

◆社会福祉施設等の情報を集約化、デジタル化することで、保健所内での情報共有を図るとともに、感染症等発生時の施設側への助言指導を迅速かつ効率的に実施することができた。
◆電子申請システムを利用することで、職員の業務効率化が進むとともに、申請者等からの回答が簡便となり利便性が向上した。
◆手数料等の収納窓口において、従来の現金のみの支払から、申請者がＱＲコードなど多様な支払方法を選択することができ、利便性が向上した。
◆職員のＰＣスキルを向上することを目的に便利技ニュースレターを発行することで、業務効率化が大いに進んだ。
◆通常業務の中で、キントーンやe-officeシステムなどを積極的に利用しようという意識が職員間で高まった。また、DX推進リーダーの設置及び福祉保健部DX検討会に参加し、精神保健分野業務を推進するよう準備を進めている。

今後の方向性・改善計画等

所内に引き続きICT推進ワーキンググループを設置し、職員のPC操作技術を向上させるとともに、他業務への新規展開も含めて、検討を進める。